# 指定難病患者データベース及び 小児慢性特定疾病児童等データベース における同意の見直しについて

## 現行の難病DB・小慢DBの同意書の比較とその対応の方向性(案)

- 現状、難病DB及び小慢DBの登録に関する同意書について、「利用範囲・提供先」「任意性の担保」「臨床研究時の再同意取得」「経年データ」「研究結果の公表」「同意の撤回」に関する記載の平仄がとれていない状況。
- 両DBが、患者の理解の下に、難病の研究の推進等に十分資するものとなるよう、これらの項目について、見直し 後の同意書にすべて記載することで、平仄をとる必要がある。
- その際、「臨床研究時の再同意取得」及び「経過データ」については、難病DB又は小慢DBの一方でしか現状同意を得ていないことから、当該事項に係るデータの提供は、今回の同意書の見直し後から行うこととする。

### <難病DB・小慢DBの現状の同意書ひな形の記載>

同意事項	難病DB	小慢DB	見直し後の同意書
利用範囲 ・ 提供先	難病の研究を推進するため、本申請書に 添付された診断書(臨床調査個人票) をデータベースに登録し、厚生労働省の研 究事業等の基礎資料	小児慢性特定疾病の児童等の健全育成に資 する調査及び研究を推進するための基礎資料	指定難病(小児慢性特定疾病)に関する研究の推進及び政策の立案のための基礎資料
任意性の担 保	記載なし	同意については任意であり、同意されない場合 についても医療費助成の可否に影響を及ぼすも のではございません	同意については任意であり、同意されない場合 についても医療費助成の可否に影響を及ぼすも のではございません
臨床研究時 の再同意取 得	臨床調査研究分野の研究で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、同意を得ることとされています	記載なし	臨床調査研究分野の研究で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、皆様の同意を得ることとしております
経年データ	記載なし	受給者番号等によって患者さんの経過(どのような治療を受けて、どうなったか等)を把握することはあります ※同意書内の「個人情報保護について」に記載	研究では、受給者番号等によって過去のデータと紐付けを行い、患者さんの経過(どのような治療を受けて、その後の症状がどうなったか等)を把握することがあります
研究結果の 公表	記載なし	研究の成果は公表しますが、その際個人が特 定されることはありません	研究の成果は公表しますが、その際個人が特 定されることはありません
同意の撤回	記載なし	記載なし	登録された情報を研究機関等へ提供することに ついて、同意を撤回することができます

# (参考)臨床調査個人票の研究利用についての同意

指定難病の研究を推進するため、提出した診断書(臨床調査個人票)を厚生労働科学研究において、個人情報保護のもと疾病研究の基礎資料として使用されることに同意する。

## <同意について>

厚生労働省では、難病の研究を推進するため、本申請書に添付された診断書(臨床調査個人票)をデータベースに登録し、<u>厚生労働省の研究事業等の基礎資料として使用</u>することとしています。

また、臨床調査個人票の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、 研究以外の目的には一切使用されることはありません。

なお、この同意は、添付された臨床調査個人票を疾病研究の基礎資料として活用することに対する同意であり、<u>臨床調査研究分野の研究班で行われる</u> <u>臨床研究等の実施に関して協力を求める場合には、改めて、それぞれの研究</u> 者から主治医を介して説明が行われ、同意を得ることとされています。

# <u>(参考)小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請における</u> 医療意見書の研究利用についての同意書

### <研究利用についてのご説明>

小児慢性特定疾病の患者に対する良質かつ適切な医療支援の実施を目指し、当該疾病の程度が一定以上である者の保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用(小児慢性特定疾病医療費)を支給しています。この制度の利用を申請していただく際に提出して頂く「医療意見書」は、この事業の対象となるか否かの審査に用いられると同時に、データベース化して本事業の利用者数の把握等を行い、研究を推進することとしております。

小児慢性特定疾病の児童等の健全育成に資する調査及び研究を推進するための基礎資料として、医療意見書のデータを研究へ利用させて頂きたく同意をお願いしております。本紙をお読み頂き、研究利用に同意頂けるようでしたら、上記にご署名頂き、医療意見書と共に申請先の都道府県、指定都市又は中核市(以下、「都道府県等」という。)へ提出してください。

なお、同意については任意であり、同意されない場合についても医療費助成の可否に影響を 及ぼすものではございません。

#### ○個人情報保護について:

患者さんの氏名や住所といった個人情報は申請書を提出した都道府県等が管理し、研究には利用しません。研究では、受給者番号等によって患者さんの経過(どのような治療を受けて、どうなったか等)を把握することはありますが、患者さんを特定できないように匿名化しています。研究の成果は公表しますが、その際個人が特定されることはありません。

データベースは、個人情報保護に十分に配慮して構築しています。